

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は去る16日、関西電力大飯発電所3号機、4号機について、確固たる安全対策が確立されない中、再稼働を判断されたところである。この背景には、現状のままでは、今年の夏の電力が不足する可能性があるとの判断から、従来のストレステストのルールに追加する形で短時間に定めた安全基準により安全性を確認し、地元自治体に対し再稼働の協力要請をされ、同意は得られたものの国民の不安は解消されておらず、政府の方針と大きく乖離がある。

安全基準については、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定されるべきものであるのに、政治判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない4大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していないと言わざるを得ない。

福島第一原子力発電所事故の検証が十分できていない状況で、審議の状況を国民に公開することなく重要な基準が策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。

また本市は、福井県の原子力発電所の風下であり、万が一、事故が発生した際は被害を受ける可能性の高い地域であることから多くの市民から不安の声が上がっている。

よって、国においては、原子力発電所の再稼働については、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえるとともに、不安解消に向けた安全基準、安全性及び再稼働の必要性等について、国民的な理解を得たうえで行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（原子力行政）、内閣官房長官